

総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会(第16回)

議事録(案)

1. 日時：平成16年1月21日(水) 10:00 - 12:00

2. 場所：中央合同庁舎四号館4階 共用第2特別会議室

3. 出席者：

【委員】阿部博之会長、大山昌伸議員、薬師寺泰蔵議員、

相澤英孝委員、新井賢一委員、荒井寿光委員、稲蔭正彦委員、浮川和宣委員、齊藤博委員、竹田稔委員、中島淳委員、原山優子委員、松重和美委員、山本貴史委員

【総務省】武井俊幸技術政策課長

【文部科学省】田中敏研究環境・産業連携課長、小山竜司研究環境・産業連携課技術移転室長

【厚生労働省】成田昌稔厚生科学課研究企画官

【農林水産省】清家英貴先端産業技術研究課長

【経済産業省】橋本正洋大学連携推進課長、渡邊宏産業技術政策課統括技術戦略企画官

【事務局】林政策統括官、清水審議官、扇谷参事官

4. 議題：

大学等の知的財産活性化のあり方について

5. 議事要旨

会長

それでは時間になりましたので、まだお見えになっていない方もおられるようですが、これから「総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会」を開催させていただきます。

お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。座ったまま進行をさせていただきます。

しばらくお休みをしておりましたが、再開をさせていただくことにいたしました、メンバーの変更がありましたので、御紹介をいたします。

井村議員が総合科学技術会議の議員を任期満了でお辞めになりましたので、今回以降参加はされません。

代わりまして、岸本議員が新しく議員になられ、本調査会のメンバーになりました。

本日来られる予定だったのですが、急遽体調を崩されて欠席でございます。

委員の先生方の中にも、どうもお風邪を召して御欠席の方がおられるようでありますので、残念ですが、これから何回か会合を持たせていただきたいと思いますので、その節には御紹介をさせていただきたいと思っております。

それから、黒田議員がこれから参加していただくこととなりますが、本日は欠席でございます。

委員の方では、江頭委員が一身上の御都合によって、委員をお辞めになられました。新たに3人の専門委員の方に御参加をいただくことになりました。お一人目は慶応大学の稲蔭委員でございます。一言ごあいさつをいただければと思っております。

委員

稲蔭でございます。慶応ではメディアデザインとか、コンテンツ全般のさまざまなクリエイティブな活動及びそのためのインフラ、あるいはソフトウェアの開発といった多角的な視点から研究活動を行っております。何かしら今回の調査会に貢献できればと思っております。よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。2人目は東北大学の原山委員です。ごあいさつをいただければと思っております。

委員

東北大学の原山でございます、よろしく願いいたします。大学の方では2年前からMOTプログラムをスタートいたしまして、大学院レベルでございますが、MOTの教育をしております。私は、技術政策の方を担当しております。

研究テーマとしまして、産学連携、技術移転を取り扱っておりますので、よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。3人目は大阪大学の森下委員でございます。

本日は、欠席であります。医学部あるいはベンチャーであるとか、遺伝子治療とか、そういうような御専門だと理解をしております。

事務局も変更がございまして、大熊統括官がお辞めになりまして、後任として林統括

官が来られております。

事務局

よろしくお願いいたします。

会長

以上でございます。

さて、本日はしばらくぶりにお集まりいただいたということもございまして、冒頭に、これから御審議いただく課題につきまして、趣旨、背景等御説明申し上げるべきところでございますが、資料の説明と、その補足によって御説明申し上げた方が、効率的であるように思いましたので、早速でございますが、内容に入らせていただきたいと思います。まず、資料の確認を事務局からしてください。

事務局

(資料の確認)

会長

ありがとうございました。それでは、もし何か不足がございましたら、事務局の方にお申し出いただくとして、早速、議事に入らせていただきます。

今回、再開させていただきました専門調査会では、大学等の知的財産活性化の在り方を主なテーマとして御審議をいただきたいと考えておりますので、まず、最初に事務局から今後の進め方について説明をしてもらいたいと思います。

では、扇谷参事官お願いします。

事務局

(資料1、9に沿って説明)

会長

ありがとうございました。それでは、もしかしたら御質問があるかもしれませんが、もう少し説明を続けていただいてからにさせていただきたいと思います。

本日は、関係府省における取り組み状況等について、御紹介をいただく予定をしております。全体が関連する内容でございますので、とりあえず一連の説明をちょうだいし

たいと思います。

最初に、知的財産戦略推進事務局より説明をいただきたいと思います。荒井事務局長からお願いします。

知的財産戦略推進事務局

(資料2に沿って説明)

会長

ありがとうございました。今の事務局長の1ページをもう一回開いていただきたいと思います。

総合科学技術会議と知的財産戦略本部の役割、関係について書いてあるわけでありませんが、3つの矢印について説明がありましたけれども、総合科学技術会議の方で議論した、まとめ、あるいは中間まとめについては、総理のいるところの本会議で意見具申という形でオーソライズさせていただきまして、それを例えば知的財産戦略大綱、例えば推進計画の中に、ほとんどパッケージとして入れていただいております。

これは、両方の委員の中に数名共通の方がおられるということもプラスになっていると思いますが、今までは、そういうふうなことで進めてまいったわけでありましたが、2004年もできるだけそういう方向でこちらで御審議をまとめていただいたものを、知的財産推進計画の見直しの方にパッケージとして入れていただく方向で、これから進めていきたいというふうに思っているところでございます。

それで、先ほど事務局から説明がありましたように、今の1ページの一番上の「反映」と書いた、2002年の6月の中間まとめ、それから12月の中間まとめもそうありますが、その中で検討することについて明示されておりますけれども、必ずしもどのような内容であるかということが、まだ中途半端なもの、あるいはもっと詳細に検討した方がいいようなものがアンダーラインのところにございまして、それを今回、中心的に御審議をいただく、今日だけではございませんが、ということが趣旨でございます。

また、御質問等があるかと思いますが、もう少し関係府省の報告をいただきたいと思いますが、文部科学省の方、まだお見えになっておりません。

順序が逆になりますが、経済産業省の方から20分以内で御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

経済産業省

(資料4に沿って説明)

会長

ありがとうございました。正確な時間でありがとうございます。

では、文部科学省の田中課長がお見えになりましたので、20分以内ぐらいでお願いします。

文部科学省

(資料3に沿って説明)

会長

ありがとうございました。もう少し説明をいただきたいと思いますが、総務省からお願いします。

申し訳ありませんが、5分ぐらいでお願いします。

総務省

(資料5に沿って説明)

会長

ありがとうございました。それでは、次に厚生労働省お願いいたします。

厚生労働省

(資料6に沿って説明)

会長

ありがとうございました。それでは、最後になりますが、農林水産省からお願いします。

農林水産省

(資料7に沿って説明)

会長

ありがとうございました。大分長時間にわたりまして、関係府省からの説明をちょうだいしました。

今回は、再開第1回目ということもごさいますが、今後特許庁であるとか、あるいは産業界等からも逐次可能な範囲で、いろいろと報告をちょうだいしたいと思えますけれども、本日残りの時間をいろんな意見交換に当てさせていただきたいと思えますが、資料1をもう一回出していただきたいと思えます。

資料1の2ページ目に、私どもの方で用意をいたしました、具体的な検討課題というのが書いてございます。

簡単に申し上げれば、大学等研究機関における知的財産のさまざまな活性化の在り方について、我が国全体としてどういうふうを考えていったらいいかということについて、本日は自由討議をお願いしたいと思っているわけでありまして。

先ほどの各府省の説明に対する質問も含めて、どこからでも結構でございますので、御意見をいただきまして、それを今後の検討に資するようにさせていただきたいと思えます。どなたでも結構でございます。

委員

新年おめでとうございます。昨日のBT戦略会議でも、BT分野の200項目の課題の検討が行われましたがその中で、知的財産とバイオ、人材養成は非常に重要な分野だと理解しております。バイオテクノロジーだけでも200項目というのは、大変な項目ですし、日本の官僚制はこれをまとめあげているというので、お世辞も含めて感心しました。本日も知的財産戦略においても、是非具体化をお願いしたい。今ちょっと気がついたことに関して、もう御検討されているのかどうか、話題提供ということと言えます。

1つは、昨日のBT戦略会議でも言いましたけれども、トップダウンでいろいろなことをやる場合に、行政としての実行課題と、研究者組織、開発組織の自立的な機能ですね、この辺のバランスを、知的財産においてもどのように仕分けていくのか、少し整理していただければと思えます。

私は明日から10日間ばかりアメリカに行ってその辺のことを議論してこようと思っているのですが、去年までの理解では、アメリカの場合は、ガイドラインがある場合は、大学に研究者が雇用されるときにかなりの強制権を持って、契約を結ぶと思えます。日本では、我々のように国家公務員だったものが、4月からは非公務員型になりますが、その辺りで、一体こういうことに関して契約を結ぶのか、これはガイドラインですよといって自由にまかせるのかという辺りで随分ニュアンスが違ってくると思いま

す。私の理解では、これはガイドラインで、これに従いたい人は従ってください、従わない人については、強制力はないのではないかと。この辺のことを少し整理する必要があると思っています。

そういう点では、行政側としての対処の仕方と、自立的な機能ということについては是非御検討をお願いしたいと思います。

これは、特に国立大学だけではなく、私立大学その他に関しても非常に重要な課題になってくると思っています。

2番目は、特に、これからの円滑な研究活動のために、今までいろいろな知的財産に関しての施策が取られてきたことは、大変喜ばしいことです。知的財産だけではなく、特にバイオテクノロジーでは試薬の供与とか、マテリアルトランスファーは非常に大きなことであるということを示し上げて、それが恐らく今年の具体的な検討課題の中にも反映されるのではないかと考えております。

私が具体的なことで一番悩んでいることがございます。1つは、アメリカでは、我々がいろんな研究室に入る場合に、例えば実験ノートはどうするのかと、どういう実験ノートに書くのか。企業側の研究だと、割合と細かくファイルできるようなノートブックですけれども、多く大学ではいろいろなバインダーでコピーしやすいようなものにしておきます。アメリカでも最近では、スタンフォード大学も含めて、特許用に決めたようなノートブックを採用していると私は聞いております。明日からまた確認して来ますが、この辺に関して大学院生、それからスタッフらがどういったノートブックを使っていくのかと。

特許をとる場合には、必ず私も、以前にベンチャーを組織したときには、マネジメントの方からカウンターシグナチャー、必ず毎日自分のノートブックにシグナチャーすると同時に、ウィットネスがいて、カウンターシグナチャーをすることを要求されました。これは大変な労力でございますが、こういったことがないと特許に成立しない。これはアメリカの例だと思っておりますが、日本ではどうなのか、私もちょっと正確には知りませんが、こういう非常に具体的なことが非常に大事になってくると思います。研究の現場においては、このような日々の学生を採用するとき、ポスドクを採用するとき、我々スタッフが採用されるときに権利と義務ですか、この辺についてかなり具体的なことをしないといけないのではないかと。

B T戦略でも第3の課題として、国民の徹底的理解の推進ということがございましたが、こういう点では、やはり研究社会において、大学において、それから企業において、研究者及び研究従事者の徹底的理解と、能動的参加が極めて重要になる、それがないと、

ガイドラインを決めても、結局だれも無視するとか、そういうことになってしまうのではないかと思って、実効のあるシステムを是非つくっていただきたいと、以上それだけ、また医療については少し考えますが、初めのコメントとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

会長

大変貴重な御意見をいただきました。御意見には、御提案と御質問が含まれていますが、御質問は関係の方に答えていただくとちょっと時間がなくなりますので、後で事務局の方で、関係府省の協力も得て整理していただいて、御提言については、非常に重要なことだろうと私も思いますので、アメリカは、明日行かれるということだと、もっと新しい情報をいろいろお調べになると思いますけれども、大学によってものすごく違う部分と、かなり共通認識を持っている部分がありますので、その辺をどうやっていくかということも是非よろしくお願いします。

委員

1つは、間接的に関係するものでございます。荒井事務局長の御説明の中で、4ページに実用新案制度の魅力の向上とございますが、これはどういうことを具体的にお考えなのかと、ここだけがイメージがわからないところでございます。

第2点でございますが、文部科学省の説明の29ページに、取り扱い及びルールの整備等、その状況の紹介の一覧がございます。この知的財産権という欄に、どういうわけですか、著作権だけ外してあるのです。これは所管ですから御遠慮なされたのか、あるいは著作権についてはルールが既に職務発明とは違うルールがございますので、整備ができていて、こういうお考えなのかどうかということでございます。

総務省の方の御報告の中には適切にプログラム等の著作権とはっきりお書きになっていらっしゃるわけです。プログラムあるいはデータベースとか、著作権もかなり研究開発に関わるものがあるはずなのです。これが抜けているのはどういうわけかということでございます。

それとの関連で「2.具体的な検討課題」という、本日の資料1の2ページにございますが、この2.1と2.2でございませうか、これの関わりが必ずしも明確でない面がございます。つまり、知的財産権の射程範囲をどのように認識していくのかということでございます。

2番目にマテリアル等の研究成果の帰属とございますが、このマテリアルの中にもか

なり知的財産権の客体になるものが入っているわけでございます。ですから、1と2を
どういう趣旨で分けたかという問題です。この部分が不鮮明でございます。それから、
先ほど御指摘がありましたアメリカでの特許ノートということでございます。これは、
我が国の場合は先願主義でございますが、アメリカの場合、いずれが先に発明したかと、
これは詳細なデータが必要でございますから、内部できちんと記録を取っていく必要が
あるかと思えます。

勿論、我が国におきましても、先願主義をとりましたが、やはりこういう資料は当然
必要かと思えます。そこで、これらの管理、あるいは権利の帰属、こういう問題も重要
になろうかと思えます。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。文部科学省と知的財産戦略推進事務局で、うんと簡単にお
答えできるところは、後に方にした方がよければ。

知的財産戦略推進事務局

みんなまとめて後で。

会長

文部科学省もよろしいですか、すぐ答えられることでしたらお願いします。

文部科学省

後でまとめてということ。

会長

それから2 - 1と2 - 2の関わりは、これはおっしゃるような正確のところがあるの
ですが、御議論していただいて最終的にまとめるときに、御議論の結果によって交通整
理させていただくということでしょうか。よろしくをお願いします。

それでは、ほかの点で。

委員

済みません、細かい簡単な質問と提案といいまじょうか、意見があるのですが、まず、

農林水産省の方にお聞きしたいのが、すべてバイドールを適用されるという話なので、例えば、生研機構の予算を使って大学で受託して、研究成果が出たような場合は、これはバイドールが適用されて、大学帰属ということでよろしいんですねという確認です。

もう一つの提案は、今、研究試料の取り扱いについて、いろいろと御意見がございましたが、私の方からの1つのお願いは、是非研究試料の取り扱い等、ほかの産業財産権、特許等々の取り扱いのルールは、ばらばらですと大変なことになりますので、これは必ず統一していただきたいと。

今、法人化前でございますが、文部科学省の53年通達ですか、原則として知的財産、特許等は個人に帰属するという、例外は勿論ございますが、個人に帰属することは発明委員会で決められるわけですが、研究試料に関しては国有という扱いになっております。

そうしますと、これはそれを一体として、例えば遺伝子組換えをしたネズミと特許を一緒に移転するというようなことは、一般的でございますので、これが取り扱いがばらになると、とても運用で困るといのがございますので、是非法人化後等々を考えたも、これは一体的に、例えば知的財産、特許等々が機関帰属になるのであれば、研究試料も機関帰属というふうにしていただかないと、非常に多くのトラブルが出るだろうというふうに思っております。

会長

ありがとうございます。農林水産省さんは後で。

農林水産省

1点だけ簡単な話なので、今、お話があった、今は生研センターとっておりますが、バイドールが適用されます。ただし、正確にいきますと、法人が昨年10月に独立行政法人になりまして、そういう形を取ったので今後はそうなります。それ以前のものについての扱いは、そこでまたどうなっているかももう一度確認をいたします。

会長

ありがとうございました。それでは、ほかの委員の方お願いいたします。どなたでも結構でございます。

先生どうぞ。

委員

今、先ほどの委員の話も具体的な話ということで、非常に懸念材料もいろいろあるということでお話になったと思います。

我々自身、知財については、昨年未知財ポリシーというのを大学として策定させていただきました。これはすでにホームページ上で公開しております。

先ほどの議論については、実は既に幾つか検討をやっており、重要なのは、大学において知財の権利と責任を研究者レベルでどうするかということところだと思えます。

それで、我々の大学等は4月以降の法人化後の就業規則の中に知財についてはこうあるべきだという1項目を入れて、具体的には、知財ポリシーを参照するというふうな取り扱いをやっていきます。

我々が望むものの一つに、大学共通の問題として、研究者の異動であるとか、共同研究のやり方であるとか、マテリアルのトランスファーであるとか、これら1大学では対応できない事項があります。その場合、関係する大学が共通する事項でミニマム条件を満たさないとうまく行かないんじゃないかなと思います。そういった事柄は行政の方でやれる部分ではないかなと。あくまで大学は、自主性、自立性でやるわけですがけれども、1大学、数大学のみがそれを決めていて、多大学が対応していないという状況だと困るという気はします。

それから、実験ノートについても、実は我々の大学では包括的産学連携アライアンスという大型のプロジェクトをやっております。

その場合、プロジェクト参加者には、すべて院生も含めてそういう実験ノートを用意し、ちゃんと判を押せるような形にしています。最初から全部強制はできないのですけども、現実に即してそういう形態にもっていく必要があるかと思えます。

その他、我々が困っているのは、やはり人材の雇用などの問題があります。いろんなプロジェクト事業を行う時、いわゆる暫定的な人材雇用が発生します。その場合、大学の中の組織として、経理や人事を含めた重要な事務を非常勤の職員がどこまで責任をもって担当できるか。これは大学の仕組みの問題でもあるのですけれども、そういったサポート体制・責任体制をかなりちゃんとやらないと、数年後にはプロジェクトが崩壊してしまうということもありえますので、そういったところの検討も是非お願いし、ないしは支援機構的なものも考えていただければという気がします。

簡単ですけれども、以上です。

会長

ありがとうございました。特に雇用の問題というのは、日本独特のところがありますので、これはどうやって突破口をつくっていくかということも含めて非常に大切なことだろうと思います。

ありがとうございました。

委員

先ほど自己紹介のときに、コンテンツとかデザインというキーワードを申し上げましたけれども、その観点から1つコメントと、もう一つは御提案をさせていただきます。

資料2の8ページにありますコンテンツの戦略というような推進案が書いてありますが、これは今回の調査会と直接は関係ございませんけれども、この絵というのは、どうもコンテンツ側から見ますと、現在のコンテンツ及びそのビジネスのことをどうやって強化するかというようなものが盛り込まれているわけですが、実は、次の時代、次世代、あるいは次の次の次々世代のコンテンツというのは大きく変わると私の大学の研究グループでは思っていて、そういったビジョンが余り盛り込まれていないので、そういうものが盛り込まれることによって、それを中核としたコンテンツの保護というのをどうするかということを考えるべきかなと感じました。

その点において、コンテンツとかデザインというようなものというのは、なかなか特許の対象に当然ならないわけで、著作権では保護されておりますけれども、何らかの新しい枠組みで、これを法的に保護する仕組み、例えば新しいデジタル・コンテンツが新しい技術を有する場合には、その技術的な特許の申請ができますけれども、そういったものがないけれども、何らかのシステムとしてコンテンツが生まれる場合には、そういう何らかの新しい特許というものがあってもいいのではないかなという御提案です。

会長

ありがとうございました。これは知的財産戦略推進事務局長の方にそっくり差し上げますので、後でまたよろしく申し上げます。

委員

先ほどの委員の発言にも関連するのですが、資料1の2.1の知的財産の特に帰属と使用の問題についてです。

これは、文部科学省の資料の12ページが非常に明確な形で書いてありますので、これをちょっと見ながら意見を申し上げたいと思うのですが、現在は発明者個人に帰属して

いたものを、今後法人化の方針で原則として機関に帰属するということになります。

ところで、特許につきましては、特許法の35条で職務発明に関する規定を設けておきまして、これは現行法の規定は発明者個人に職務上の発明は帰属して、使用者は通常自主権を取得するけれども、特許を受ける権利、または特許になったときの特許権は使用者側が承継することができるということになっていまして、当然のことに就業規則等となっておる勤務規則等で、現在は多くの企業が使用者に承継するという規定を設けているわけです。その代わりに、発明者の側は相当の対価の請求権を受けるわけですが、産業構造審議会ですっと審議してきまして、今後の法律改正が、もうこの通常国会に提出されて、その点が国会で審議されることになると思いますけれども、今言ったところの基本は動かないわけで、その後の相当の対価をどう決めるかということの規定についての改正が行われるものと思われまます。これは、いずれ特許庁からも御説明があると思えますが。

そのことに関連して申し上げますと、今後、大学等が発明者から特許を受ける権利を承継した場合に、それに関する規定を整備するということが極めて重大な問題になると思えます。

この相当の対価の決め方をどうするのかというのは、今後特に大学等の機関の側が決めた勤務規則にどのような決め方をしているかということが問題でありますし、それを決める過程において事業者側の意見を聞くことや、事業者に対して、その趣旨を周知することや、そういうことが非常に重要なことになってまいります。

そうすると、そういうことは単なる大学等の研究機関がガイドラインとして持っているだけでは効力がないわけで、ちゃんとしたそういう規則として確立していくことが必要なわけです。

それともう一つ、相当の対価の決め方には、使用者側の貢献度等が当然重要なファクターになってくるわけで、それをどのように考えて決めていくかというのは、企業の職務発明でも非常に問題になる場所ですけれども、こういう大学等の機関の場合には、その点をどう決めるかというのは非常に難しいと思えます。

その辺について、きちんとした対応をしていかないと、後で職務発明で研究者の側から相当の対価請求訴訟というものになりますと、それは私も企業側の代理人で経験していますけれども、大変な負担を負うことになります。

したがって、その辺のところをよほどしっかりと、一番の所管は文部科学省になるのかもしれないけれども、指導を徹底していかないと、後からそれを補おうとしても補うことができない問題だと思えますので、ちょうど独立行政法人の出発の時期と、35条

の改正とが、ほぼ似た時期にスタートすることになりますので、今からそのことの準備を徹底するようにしていくことが極めて重要なことだと思っておりますので、その点について申し上げます。

会長

ありがとうございました。全くおっしゃるとおりだろうと思えます。企業も同じかもしれませんが、大学等研究機関の場合には、アメリカ等、海外の大学とのバランスみたいなものも非常に効いてまいりますので、そういう視点も含めて、今、竹田委員がおっしゃった、今までの国立大学はもとより、日本の私立大学も含めて必ずしも整備されてきていないところを、どうやってつくるかということにもなるうかと思っておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思えます。

それでは、ほかの方はいかがでしょうか。

委員

統計データの件なのですけれども、各省庁は、非常に詳しい現状等、統計を発表していただいています。これはすばらしいことだと思えますが、前にもちょっとお願いしたのですが、外部から見た場合に、各省庁のものを統合したようなデータ、いわゆるオールジャパンとしてのデータはどうなっているんだというふうなところが見える形というのが非常に便利なわけです。それはもう既に進められているのかもしれませんが、そういうところを是非御検討いただきたいと思えます。

あと、現状までの各大学といろいろお話した感想です。国立大学が法人化することなのですが、各大学ともまだ手探り状態で、非常にある意味では困っているようなところもあるようでして、1つは非常にスピードアップということに慣れていらっやらない。それはいろいろな理由があるとは思いますが、どうも見ますと、各先生方非常に雑用が多い。それから手続も複雑で、こちらから見ると、不要な手続もまだまだたくさんあるというふうなところがあります。これは感想ですので、別に結構ですけれども、各大学が自主的にやるところかなというふうな気もしております。

それから、技術情報の開示がまだまだ不慣れな点で、適切な範囲の情報を適切な時期に開示するというところが、これから各大学とも大きな課題かなと。もう一つはマッチングの問題です。ニーズとシーズのマッチングはやはりまだ非常に小規模です。世の中には非常にすばらしい研究をされている先生方がたくさんいる。片方では、そういうすばらしい研究を是非利用したいという人がたくさんいる。それがなかなかうまく出会っ

ていないというふうなところは、やはり何か考える必要があるのかなと。

今回の御説明のありました新しいTLO協議会というふうなところも重要な役目を担っているのかなと、そんな感じでございます。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。

委員

これは、今後御説明になるかと思いますが、いただきました資料1の4ページのところで、特許法第69条の問題だけは言及されておりますけれども、裁定実施権の問題を同様の問題として議論されるのだと思います。

なお、この問題に関しましては、いわゆるWTO協定のTrips協定との整合性ということが問題になるかと思しますので、その点も含めて次回に御説明をいただければと思います。

6ページの営業秘密に関しまして、研究者間の自由な意見交換と営業秘密のバランスというのは非常に難しい問題だろうと思います。

現在、日本の営業秘密に関する訴訟におきまして、企業でも管理が甘くて営業秘密として保護を受けられないという例がかなり多く出ています。

これを営業秘密として守ってもらうためにきちんと管理しますと、どうしても情報交換がしにくくなります。研究者が自由な意見交換ができなくては、肝心の技術開発ができないという面もありますので、この辺のところは非常に難しいと思います。営業秘密さえ守れば、それでいいという問題ではないのではないというところが難しいところです。営業秘密を守るための制度設計というものは必要ですけれども、そのところに留意をする必要があると思います。

細かいことですが、資料4の9ページにMOTが記載されているのですが、このディグリープログラムと書いてあるところは、全部職務専門職大学院として設置認可を受けたところという理解でよろしいのでしょうか。

経済産業省

必ずしもそうではなくて、専門職大学院ができる前に設置されたところもございましたので。

委員

職務専門職大学院として文科省の設置認可を受けているところと、そうではないところは、書き分けをしておいた方が、資料として正確ではないかと思います。

経済産業省

わかりました。

会長

ありがとうございました。

委員

今回のお話、一番根本的なところで、先ほどのことだと、特許の基本的な法律においても、発明者とか、発明が個人に帰属するか、あるいはその使用者は、企業となって、特許でもって何かの経済活動を行っている使用者と発明帰属の2つの関係について非常に多くのことが語られたり、規定されていると思いますし、それが企業側に属する方がいいのか、基本的には、これは何といたっても個人の能力、環境がどうであれ、いろんなディスカッションがどうであれ、だれかが本当に個人の能力によって、ある発明がなされているということに重点を置いていて考えるのか、という2つの関係性が書かれていると思います。

では、その関係の中で、個人が発明というところを、そして使用者は経済活動というところを担うのですから、使用者が管理もしないといけませんし、法的なことで訴えることとか、場合によっては訴えられたり、社会活動の中に組み込まれてるわけですけども、一体「機関帰属」が「大学」といった機関において根本的にどう考えられるべきでしょうか。

基本的には発明は個人の能力ですよといっている中で、機関とはどういう役割をもつべきかということを根本的に私は疑問に思っております。

会長

わかりました。これはいろんな経緯があって、しかし、根本的哲学が必要でないということはありませんので、それはまた関係の省庁に対する質問だけで済まないかもしれませんが、一応そういうことで、次回にまた多少資料を出させていただければと

思います。

委員

コーディネーションという視点からちょっとお話しさせていただきます。2点ございます。

1つは、文科省の14ページなのですけれども、知的財産本部が設立されました。それに関連する機関TLO、研究組織の共同研究センター、また研究協力部など、いろんなものがあるんですけれども、それぞれが個々に今までは動いてきたものなんですね、それにプラスとして知財本部ができ上がって、その間のコーディネーションというのが、どのように行われているかということが、一番大きな課題だと思うんです。

具体的に詰める段階で、諸機関から人が出てくださって、今、ルールをつくっている最中なのですけれども、各々のそれぞれ今まで持っているミッションですね、それとどういうふうに整合性を持たせていくかというのが、1つの大きな課題だと思います。

もう一つのコーディネーションの話なのですけれども、現在、国立大学というのが、法人化に向かっていろんな制度を整備している最中でございます。特に大きなものに職務規定がございます。そういうところの規定を担当なさっている方たちと、また、その知財に関するルールをつくっている方たちがいらっしゃるんですけれども、そのコーディネーションがうまく具合に機能しているかということに、ちょっと疑問がございます。

その辺のところは、うちの大学だけではないと思うんですけれども、これだけ大きな形の改革を行うときに、やはり分業しなくてはいけないことはごもつともなんですが、ある時点では切り口として、共同作業しなければいけないところが出てくると思います。その1つがまさに知財でありまして、いわゆるヒューマンリソースとの関わり等ですね、その辺のところをどうやってうまくやっていくかが大学の課題だと思います。

それから、先ほどの機関帰属のフィロソフィーという話がありましたけれども、やはり一度は議論していただきたいと思います。こういう機関帰属という話が出てきた発端には、やはりイノベーションをダイナミックにいかにかに生み出していくかという考案があった話だと思うのです。

それをうまく達成する方法として、いろんな方法が考えられるだろうということです。その中に知的財産を強くするというのも1つですけれども、それだけでいいのだろうかということも議論の中に入れていただければ幸いです。

会長

ありがとうございました。

委員

また発言の機会をいただきまして、どうもありがとうございます。

質問というか、コメントといいますか、先ほどのどのような強制力を持つかということと併せて重要なことだと思って、今後どうなるのかということについて、気になることを申し上げます。知的財産は、科学技術創造立国の必然的な課題であると同時に、アメリカの産業スパイ事件によって、この問題の重要性が認識されたということもあると思います。これは特許よりもマテリアルトランスファー、つまり研究者の日々の行動そのものに関するものであることだと思います。

そこでちょっと質問というか、問題提起をしておきたい。先ほども知的財産戦略推進事務局から言われたように、知的財産上の問題に対応するために、知財の高等裁判所ができるとか、いろいろな枠組みができてきたのはいいと思います。具体的に考えたときに、何か問題が起こったときに、だれがどのように、だれを対象に、どこに訴えるかという辺りで随分方向が変わってくると思うんです。

それで、クリーブランド研究所がスパイ事件の舞台になりまして、その所の所長のジョージ・スタークは、私とスタンフォードのときの同僚の教授であり、よく話をしておりました。彼は所長として、あのときに訴えられた人について、刑事的に、パニッシュするつもりはなかったと。だけれども、理事会に持っていったら、理事の一人がポリスに持って行ってしまったと。そうしたらポリスがそのままFBIに行ったと。そうしたらもう自分たち研究者社会のエバリエーションから手を離れてしまって、刑事の問題になり、しかもFBIになってしまったというわけです。

では、日本ではどうなるでしょうか。そのときに佐々木総長が就任したばかりで、君、こういうのはまた日本でも起こりますかというから、こういう問題はいくらでもありますよといいました。しかし恐らく東京大学で起こったときには、このような問題は研究者の内部問題として、しかるべく調査されるという形になるでしょう。刑事事件に行く場合には毒を入れたとか、刺し殺したとか、そういう問題じゃない限りは、大学としてしかるべき対応ができたんじゃないかと思っています。これが少なくとも私の3年前までの日米システムの認識の違いでございます。

今後、このような委員会において、知的財産問題が強制を伴う場合、またはレコメンデーションにとどまる場合にですね、どのようにしてこれを大学における、または研究

機関の内部問題で外に、または企業の内部問題として扱うのか。どの段階で、それを越えて、どこに持ち出して刑事事件になるのか。そういうものを扱う何か仕組みですね、それが必要です。研究者内部で処理できる問題が警察にいきなり行くのは、私は、よほどのことじゃない限り不適切だと思います。その辺についての現場からの問題について、枠組みはできたんだけど、この後どうなるのかなと考えます。ノートブックをちゃんと付けなかった学生がいたら、または持ち帰ってしまったら、その学生をどうやってパニッシュするのか、それとも教育的指導を行うのかとか、そういうふうな日々の研究教育メンタリティーをかなり規制するわけです。

現在、我々研究者が心配しているのは、このようにいきなりスパイ扱いされに危険性があるという心理的圧迫感を感じながら研究をせざるを得ないことです。特にアメリカに行く人には非常に心理的圧迫感がある。

知財や特許は、我々の研究を自由にすすめる、より自由な保障をするためにあるルールだと私は説明をしているんです。この辺のことは、知財裁判所も含めた今年の検討の中で、日本独自のポリシーがよく見えるようにつくっていただきたいというのが、私のお願いでございます。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。非常に重い課題ですが、クリアーしていかなければいけないということだろうと思います。どうもアメリカは、余り話をこういうふうに、私が今から申し上げるように持っていくのがいいかどうかわかりませんが、研究の自由とか、学問の自由で、日本が考えているのと随分違ってきて、それも10年前、20年前とアメリカが違ってきているように思いますので、それを日本としてどうしていったらいいかということにもつながる御提案だと思いました。

もうそろそろ時間が参りましたが、議員の先生方、何かございましたら、よろしいですか。

それでは、もし、もう一言是非という方がおられたら、どうぞ。

委員

委員の御心配について、日本とアメリカの営業秘密に関する法は異なるので、その点は御留意をいただきたいと思います。

委員

わかりました。

会長

どうぞ。

委員

私、産業界出身ですので、皆さんの御意見をうかがっていて一点だけ加えさせていただきます。知財の創造と活用に関し、活用という視点になると、これは知による経済活性化というアクションに入ると思います。是非出口に相当する産業界の意見も反映させつつ体制を強化するといった御議論も今後深めていただければありがたいと、よろしくお願いたします。

会長

ありがとうございました。それでは、今日は第1回目ということで、これからの議論に関わることで、自由な意見交換をお願いいたしまして、さまざまな貴重な御意見をちょうだいいたしました。

この中には、繰り返しになりますけれども、今日、プレゼンテーションをいただいた各府省等に対する質問と、それから御提案が含まれておりますが、その質問については、先ほどの復習になりますけれども、事務局の方でしかるべく意見を聴取していただくと。

それから、さまざまな御意見については、事務局の方で大変独断的になるかもしれませんが、先生方の御意見を多少なりとも整理をさせていただいて、この次の議論に引き継がせていただきたいと思います。そういうことで進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

最後に、本調査会の名簿を資料10としてございますが、これを公開させていただきます。また、閉会に先立ちまして、既に発言者の皆様には御確認をいただいておりますけれども、資料11として前回議事録を配付しております。修正の必要がなければ、この議事録を含めて、本日の会議資料につきましては、すべて公開というふうにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

会長

ありがとうございました。それでは、そうさせていただきます。

なお、ちょっと前後してしまいましたけれども、もしお戻りになられてから、是非こういう質問なり、こういう意見を加えたいということがありましたら、お寄せいただきたいと思いますが、いつまでだったらいいですか。

事務局

また事務的に御連絡させていただきますが、2月の中ごろまで。

会長

それでは、そういうことでお願いしたいと思います。

では、今後の予定について事務局から説明してください。

事務局

次回は、3月17日水曜日、10時から12時となっております。会場等の御連絡は、また改めて事務局から御連絡差し上げます。

たくさんの御指摘をいただきましたので、回答できるもの、それから論点整理等をさせていただきますと思いますし、議員からございましたように、産業界からの御意見も正式にいただくような形で、次回になるかどうかわかりませんが、発表していただくようお願いしたいと思います。

会長

それでは、本日はこれをもちまして会議を終了させていただきます。

どうも御協力ありがとうございました。